明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（三一）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二）　四
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（三三）　四
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（三四）　四
○旧優生保護法一時金認定審査会令（三五）　五
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定（三）　五
〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一二）　一〇
○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（同一三）　一三
〔府令・省令〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一六
〔省　令〕
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産二）　二六
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　二九
〔規　則〕
○地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則（国家公安委三）　三三
〔告　示〕
○銀行法第五十二条の五十七第一号の規定により、銀行代理業者の許可がその効力を失ったことに対する告示（金融庁六）　四〇
○日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生に関する件（外務四五）　四四

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三二号）（総務省）

1　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

2　自衛隊の船舶の使用者が我が国以外の国の軍隊の船舶の動力源に供するため軽油を譲渡する場合における軽油引取税の課税免除の特例の対象となる物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束として、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を追加することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

3　その他所要の規定の整理を行うこととした。

4　前記1の改正は日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から、2の改正は日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の効力発生の日から、3の改正は公布の日から施行することとした。

### ◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三号）（財務省）

1　令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一〇〇円の貨幣、一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一〇〇円の貨幣は五、一三二万四、〇〇〇枚に改めることとし、一、〇〇〇円の貨幣は一一〇万枚に改めることとし、一万円の貨幣は八万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

### ◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（金融庁）

1　有価証券届出書の提出を不要とする場合に、発行会社等の取締役等を相手方として、譲渡についての制限及び当該譲渡についての制限に係る期間が設けられている株券等を付与する場合を追加することとした。（第二条の一二関係）

2　この政令は、令和元年七月一日から施行することとした。

### ◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（防衛省）

1　関係機関から依頼があった場合に、防衛大臣が、その運営について役務の提供その他必要な協力を行うことができる運動競技会として、パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ大会を追加することとした。（第一二六条の一二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

### ◇旧優生保護法一時金認定審査会令（政令第三六号）（厚生労働省）

1　旧優生保護法一時金認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の人数の上限は、二〇人とすることとした。（第一条関係）

2　審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とした。（第二条関係）

3　審査会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とした。（第三条関係）

4　審査会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処理することとした。（第四条関係）